

墨田区のお知らせ

NO.1892

2018年(平成30年) 6/1

毎月1日・11日・21日発行



つながる 墨田区

すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・トイレの手すりの無料取付け
- 4面・・・すみだ環境フェア2018
- 4～6面・・・講座・教室・催し・募集
- 7面・・・すこやかライフ
- 8面・・・つながる すみだ人

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

2枚目の名刺は

市民後見人



平成29年度市民後見人養成研修受講生の皆さん

自身での財産管理などが難しい方に代わり、金銭管理や福祉サービスの契約などを行う後見人。その新たな担い手として注目されているのが、市民が市民を支える市民後見人です。
[問合せ] 厚生課厚生係 ☎5608-6150

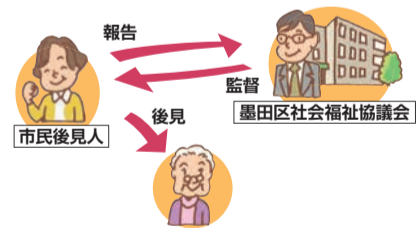
市民後見人とは？

認知症等で判断能力が低下した方を代理する後見人。通常、後見人は親族や専門職から選ばれますが、高齢化や単身世帯の増加により、親族がいない場合や専門職に依頼できない場合でも、身近な存在として支援できる、市民後見人の重要性が高まっています。

市民後見人の特徴は、同じ地域で暮らしているからこそできる、本人に寄り添ったきめ細やかな支援です。仕事をしながら活動をし、

市民後見人という2枚目の名刺を持つ方もいます。

市民後見人としての心構えや必要な知識などは、「市民後見人養成研修」で習得します。市民後見人として選任された後は、社会福祉協議会や専門家等、様々な人と連携・相談しながら活動します。



市民後見人の主な仕事

■財産を守る

本人のために必要な支出の計画・財産の保全



■報告する

監督人である社会福祉協議会への活動内容の報告



■生活を守る

本人の生活状況の記録、医療・福祉サービスの手続など



■連携する

社会福祉協議会や専門家等との連携による支援



“先輩”市民後見人に聞きました！

本人が望む生き方を実現できるよう、本人目線で支援できるのが、市民後見人の特徴だと思います。担当している方が、穏やかな顔をしていると、「やってよかった」とやりがいを感じます。市民後見人になる前は不安でしたが、社会福祉協議会のバックアップが大きく、相談しやすい環境であるため、安心して活動しています。勤務経験等も活動に生かすことができます。でも、一番大切なのは「人の喜びを自分の喜びにすること。この気持ちさえあれば、知識や経験がなくても、すてきな市民後見人になれます。皆さんも自らの経験を生かし、支え合う社会づくりに参加しませんか。



島田直廣さん

退職後、市民後見人として4月から活動中です。金融機関勤務の経験も生かして活躍しています。

6月12日(火)開催 市民後見人養成研修説明会のお知らせ

市民後見人になりたい方や、成年後見制度・市民後見人について知りたい方は、ぜひご参加ください。

【とき】6月12日(火)午前10時～正午 **【ところ】**区役所会議室131(13階) **【対象】**区内在住在勤の20歳以上の方 *おおむね70歳まで **【費用】**無料 **【申込み】**事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ *受け付けは6月11日午後3時まで *養成研修は8月から開催予定 *養成研修の受講には説明会への出席が必要

